

No.	区分	質問 (訪問型サービス)	回答
1	総合事業ホームヘルプサービス 生活支援ホームヘルプサービス (相当・A)	生活援助のみのサービスを利用したい場合、すべて生活支援ホームヘルプサービスの利用になるのか。	生活援助のみのサービスが必要な場合であっても、総合事業ホームヘルプサービスを利用できます。どちらのサービスを利用するかは、利用者の希望やケアマネジメントに基づいて判断していただければ結構です (なお、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者は生活支援ホームヘルプサービスの利用はできません)。
2	総合事業ホームヘルプサービス 生活支援ホームヘルプサービス (相当・A)	予防給付と総合事業サービスの組み合わせの場合、「介護予防支援費」の請求になるが、生活支援ホームヘルプサービスの利用は可能か。	予防給付サービスと生活支援ホームヘルプサービスとの併用は可能です。利用限度額は両サービスの単位数の合計で判断されますので留意してください。 なお、総合事業ホームヘルプサービスと生活支援ホームヘルプサービスの併用はできません。
3	生活支援ホームヘルプサービス (訪問型サービスA)	生活支援ホームヘルプサービスのサービス提供にあたり、必要に応じて個別サービス計画の作成をした場合、利用者へ説明・同意・交付、ケアプラン作成者への計画書の交付が必須となるのか。	個別サービス計画を作成した場合、現行相当サービス同様に、利用者への説明・同意・交付、ケアプラン作成者への計画書の交付が必須となります。
4	総合事業ホームヘルプサービス 生活支援ホームヘルプサービス (相当・A)	訪問型サービスについて、総合事業ホームヘルプサービスと生活支援ホームヘルプサービスとの併用は可能か。	厚生労働省の通知等では、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスについて、ともに1回当たりの単価を採用することにより、サービスを組み合わせる利用ができることとされていますが、呉市では現行相当の訪問型サービス (総合事業ホームヘルプサービス) と緩和した基準による訪問型サービス (生活支援ホームヘルプサービス) の併用はできません。
5	生活支援ホームヘルプサービス (訪問型サービスA)	生活支援ホームヘルプサービスにおいて、「必要に応じ、個別サービス計画の作成」とあるが、具体的な作成要件を示してほしい。また、書類の保存年限は何年になるのか示してほしい。	利用者との契約内容の明確化やケアマネジャー・ヘルパーとの連携に向けて、サービス提供責任者の判断により必要に応じて個別サービス計画を作成してください。また、書類の保存年限は5年とします。
6	生活支援ホームヘルプサービス (訪問型サービスA)	要支援者が生活支援ホームヘルプサービスを利用する場合、要支援者であってもサービス提供内容は、自立生活支援のための見守り的援助等の身体介護は含まれず、生活援助に限定される解釈でよいか。	生活支援ホームヘルプサービスのサービス提供内容は、平成12年3月17日付 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助の範囲内としているため、自立生活支援のための見守り援助等の身体介護は含まれません。よって、生活援助の範囲内のサービス提供内容に限定されます。
7	訪問型サービス (事業所)	訪問介護と生活支援ホームヘルプサービスを同じ事業所で一体的に運営する場合、生活支援ホームヘルプサービスのサービス提供日・時間は総合事業ホームヘルプサービスと異なってもよいか。	一体的に実施する訪問介護や総合事業ホームヘルプサービスとサービス提供日・時間を一致させてください。

No.	区分	質問 (訪問型サービス)	回答
8	総合事業ホームヘルプサービス 生活支援ホームヘルプサービス (相当・A)	総合事業ホームヘルプサービス及び生活支援ホームヘルプサービスを継続して利用する場合、利用期限はあるか。	サービスはケアプランに基づき利用していただくこととなりますので、モニタリングの結果を踏まえたケアプランの見直しの都度、継続してサービスを利用する必要があるかどうかを検討していただくこととなります。要支援状態から改善してサービス利用の必要がなくなった場合は、介護予防ケアマネジメント及びサービスの利用を終了してください。
9	支えあいホームヘルプサービス (訪問型サービスB)	支えあいホームヘルプサービス (住民主体による支援) においても、原則として、同居の家族がいる場合は利用できないのか。	支えあいホームヘルプサービスについて、同居家族がいる場合の取扱いは、生活支援ホームヘルプサービス (緩和した基準によるサービス) 同様に介護給付や予防給付の考え方に準ずるものとし、介護予防ケアマネジメントにより生活援助の必要性の有無を判断することとなります。
10	短期集中訪問サービス (訪問型サービスC)	総合事業ホームヘルプサービスと生活支援ホームヘルプサービス及び短期集中訪問サービスの併用は可能か。	短期集中訪問サービスは、総合事業ホームヘルプサービスや生活支援ホームヘルプサービスと併用はできません。ただし、本人の自立支援に向け効果的な支援ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に事前に相談してください。 なお、サービス利用は、自立した生活 (サービスからの卒業) を目指した短期間の目標を設定し、介護予防サービス計画に位置付けて利用してください。
11	短期集中訪問サービス (訪問型サービスC)	短期集中訪問サービスと総合事業デイサービス通所介護及び運動型デイサービスの併用は可能か。	運動型デイサービスとの併用はできません。 総合事業デイサービス通所介護との併用は基本的にはできませんが、病後の虚弱状態等により自宅での入浴が困難な場合や、本人の自立支援に向け効果的な支援ができると判断し、利用を希望する場合は高齢者支援課に事前に相談してください。 なお、サービス利用は自立した生活 (サービスからの卒業) を目指した短期間の目標を設定し、介護予防サービス計画に位置付けて利用してください。
12	短期集中訪問サービス (訪問型サービスC)	短期集中訪問サービスを利用する場合、主治医の指示書は必要か。	他の居宅サービスを開始する時と同様に、サービス担当者会議を開催し介護予防サービス計画に位置付けて利用するサービスです。 サービス提供内容は指導・助言であって、主治医の指示書を必要とする医療処置や徒手の機能訓練を行うものではありませんが、サービス担当者として主治医に意見を求める必要があります。 また、計画担当者は、ケアマネジメント及びサービス担当者会議の結果、運動器機能向上プログラム及び複合プログラムを導入する必要があると判断した場合は、運動器関連プログラム参加希望確認書によって状況を把握し、医師の意見書が必要な項目に該当した場合は、呉市に提出する必要があります。 呉市では、提出された確認書をもとに主治医に介護予防事業参加に関する意見書を求めます。 (参考：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインQ & A (平成28年9月30日版))
13	短期集中訪問サービス (訪問型サービスC)	短期集中訪問サービスを利用する場合の利用者負担はあるか。	短期集中訪問サービスの利用者負担はありません。 短期集中サービスは、短期間に集中して指導を行うことにより心身状態を回復させ、地域の通いの場等の活動参加により自立した生活を目指します。

No.	区分	質問 (訪問型サービス)	回答
14	短期集中訪問サービス (訪問型サービスC)	短期集中訪問サービスの利用者が、地域のインフォーマルサービスの活用・導入のために機能訓練指導員と一緒に外出することは可能か。	短期集中訪問サービスは、短期間に集中してケアを行うことにより心身状態を回復させ、地域の通いの場等の活動に参加することで、自立した生活を目指すことを目的としているため、利用者と機能訓練指導員が歩いて行くことができる範囲内で外出し、インフォーマルサービスの活用・導入支援を行うことは可能です。 ただし、その場合は利用者に趣旨を説明し、納得の上でプログラムに位置づけて実施してください。
15	短期集中訪問サービス	短期集中訪問サービスと短期集中通所サービスの併用は可能か。	短期集中サービスを組み合わせることにより、効果的な支援ができると判断される場合には併用することが可能です。